

化学物質排出把握管理促進法の 施行状況

令和 6 年 3 月
経済産業省製造産業局
化学物質リスク評価室

化学物質排出把握管理促進法（化管法）の施行に係る最近のトピックス

- 化管法の円滑な運用のため、以下の取組を実施。

1. 化管法対象物質の変更（改正政令の施行）

- ・ 令和3年10月、化管法の対象物質の見直しを行うため、政令を改正。令和5年4月に施行。

2. 円滑な施行に向けた取組

- ・ 対象物質の変更にあわせ、PRTR・SDS制度の円滑な法施行に向けた環境整備を実施。
- ・ セミナーを通じ、対象物質の変更、PRTR・SDS制度等の普及啓発を実施。

3. PRTR届出排出量・移動量の公表

- ・ 令和4年度のPRTR届出排出量・移動量の公表。

4. PRTR届出の電子化の推進

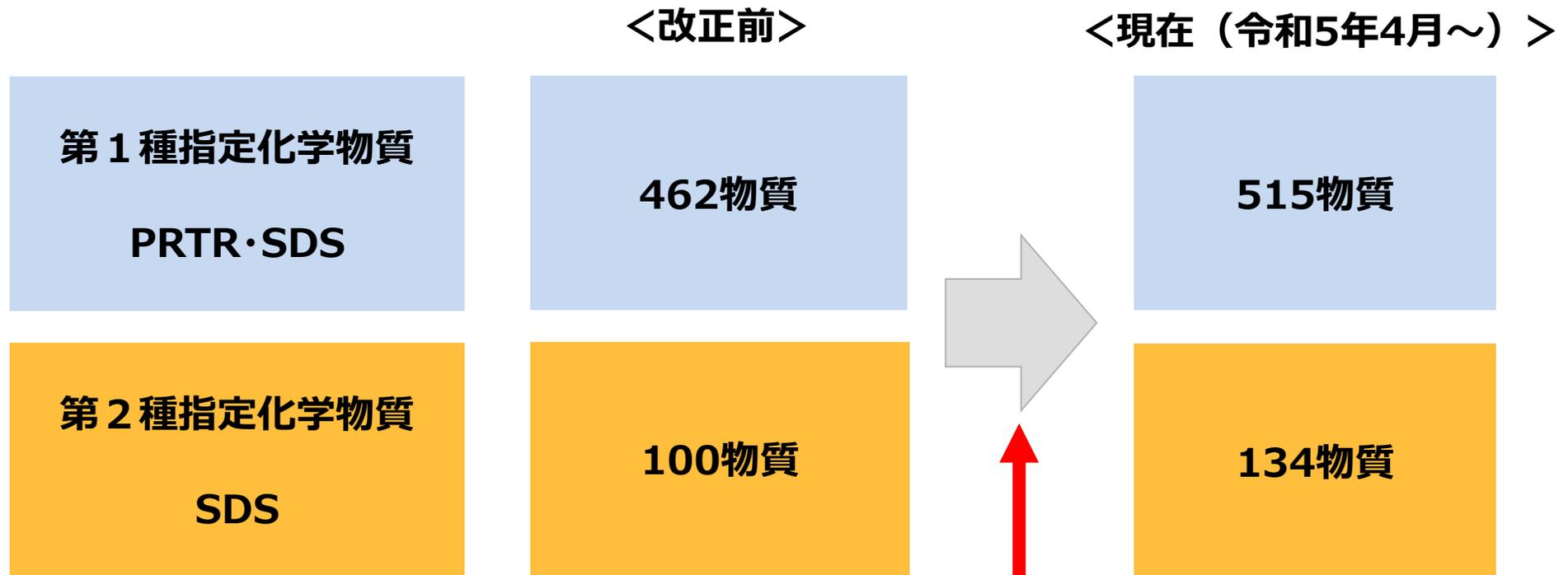
- ・ PRTR届出の電子届出を推進するため、PRTR届出システムの改修、業界団体・企業に対する説明会、チラシの作成等による普及啓発等を実施。

5. その他の取組

- ・ 手続きのデジタル化を図るため、化管法政省令を改正。
- ・ 化学物質管理指針を踏まえた災害による化学物質等による被害の未然防止に向けた好事例集を公表。

1. 化管法対象化学物質の変更（令和5年4月～）

- 令和5年4月1日 改正政令の施行
 - ✓ 排出量・移動量の把握開始
 - ✓ SDSの提供開始
- 令和6年4月1日～ 改正政令でのPRTR届出



最新の有害性に関する知見や排出状況等を踏まえ対象物質を見直し
（追加256、除外164、変更（第1種→第2種、第2種→第1種））

2-1. 円滑な施行に向けた取組①（令和5年度）

- 化管法法令改正に伴う円滑な施行に向けた環境整備のため、PRTR制度において、以下の内容を見直し。
 - **PRTR排出量等算出マニュアル改訂**
→排出量の算出方法等を改訂。令和6年3月に公表予定。
 - **PRTR届出システムの改修**
→アカウントロック解除をユーザーが自らができるようにする等の利便性を向上し、令和5年4月から運用中。
(令和6年度からの新届出様式や対象物質の変更への対応に向けた改修は、実施済み)
 - **PRTRけんさくんの改修**
→新規対象物質を検索できるように改修中。令和6年秋頃から運用予定。

PRTR届出システム

The screenshot shows the PRTR reporting system login page. It features a login form with fields for 'ユーザーID' (User ID) and 'パスワード' (Password), and buttons for '実行' (Execute) and 'キャンセル' (Cancel). A green chatbot icon is in the top right. A modal dialog box is open, displaying a message: '現在ログイン中のユーザです。前のセッションが切断され、入力途中のデータは消去されますがよろしいですか?' (You are currently logged in. The previous session has been disconnected, and data entered during the session will be deleted. Is it okay?). A blue callout box on the left states: 'パスワードをユーザ自身で初期化できる。' (Users can reset their passwords themselves). A red arrow points to the 'パスワード' field with the text: 'ユーザーID/パスワードはオマケ、小文字を区別して入力してください。' (User ID/Password is a bonus, please distinguish between lowercase letters). At the bottom, another callout says: 'ユーザ自身でセッションを切れる。' (Users can end their session themselves).

PRTRけんさくくん

The screenshot shows the splash screen for 'PRTRけんさくくん' (PRTR Search-kun). It features the METI logo in the top left, the title 'PRTRけんさくくん' in large blue characters, and the subtitle 'PRTRデータ分析システム ~PRTRDAS~' in red. At the bottom, it says 'Ministry of Economy, Trade and Industry National Institute of Technology and Evaluation'.

2 - 2. 円滑な施行に向けた取組②（令和5年度）

- 化管法法令改正に伴う円滑な施行に向けた環境整備のため、SDS制度において、以下の内容を見直し。

【SDS関連】

・対象化学物質のGHS分類情報の整備

→GHS分類が未実施又は再分類が必要な物質の分類を実施。

令和5年度は、49物質について分類実施中（累計：約5,100物質（含再分類）の分類結果をNITEから公表）。

・GHSパンフレットの整備

→「-GHS対応-化管法・安衛法・毒劇法におけるラベル表示・SDS提供制度」のパンフレットの内容を更新し、令和5年10月に公表。

GHS分類情報（NITEのHP）

CAS番号	物質名称	ID番号	Excel	分類年度	新規/再分類 (危険性/ 有害性)	更新時期
50-00-0	ホルムアルデヒド	R04-C- O5E- JN10GH- MOE	Excel	令和4年度	再分類・ 見直し	
	ホルムアルデヒド	H22-B- Q32	Excel	平成29年度	再分類・ 見直し	2019.3

※GHS分類情報のHPのURLのドメイン名は、2024年3月末頃に修正予定

GHSパンフレット

2-3. 対象化学物質の改正に伴う周知（令和5年度）

- 令和5年4月に改正化管法施行令が施行されたことを踏まえ、化管法概要（PRTR制度、SDS制度）等を中心とした**化学物質管理セミナーを令和5年度に4回（オンライン・ライブ）開催**。また、令和5年9月～令和6年1月の間、セミナー内容をオンデマンドで配信。
- 令和5年度に実施した化学物質管理セミナーでは、NITE等と協力の上、**受講者にあわせて、実務編、基礎編、改正編にわけて開催**するとともに**厚生労働省と連携して、労働安全衛生法の法令改正によるSDS制度についても講演**を実施。

【化学物質管理セミナーの内容】

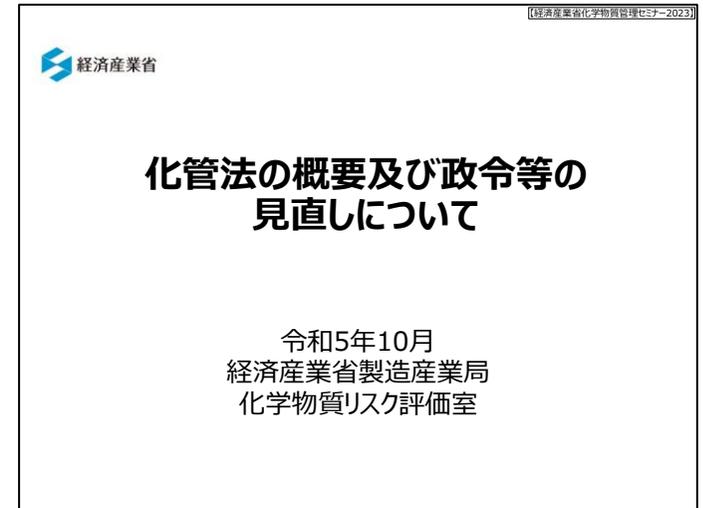
開催数：4回（実務編、基礎編、改正編、改正編）

開催方法：オンライン（ライブ）開催、オンデマンド配信

参加者：オンライン参加者数 約3,200名
オンデマンド閲覧数 約7,700回

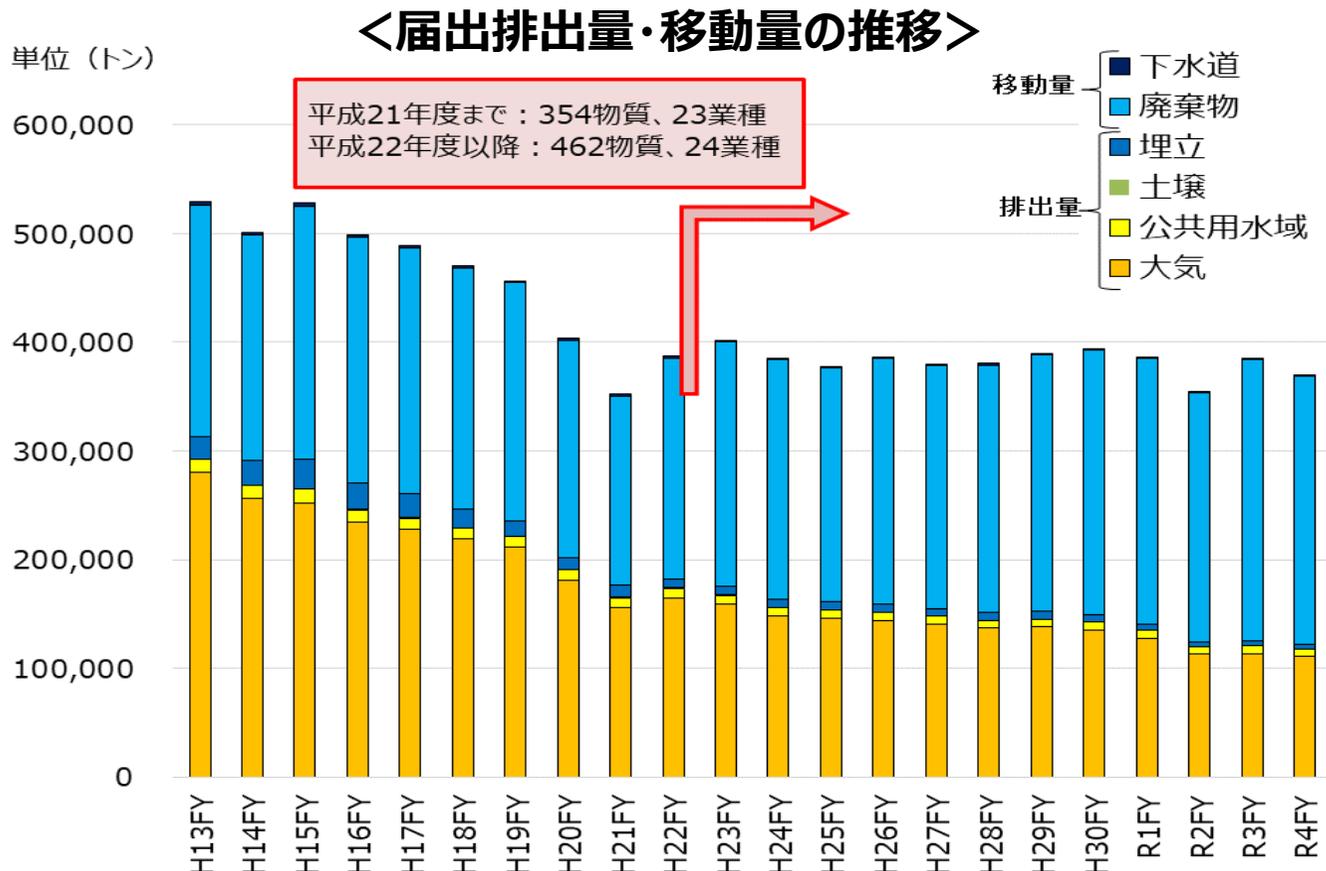
主な説明内容：

- ・化管法の概要及び政令等の見直しについて
- ・PRTR電子届出の活用や排出量算出の基本的留意点
- ・SDS制度及びGHS分類ガイダンスを活用したSDS・ラベル作成
- ・GHS混合物分類判定ラベル／SDS作成支援システム（NITE-Gmiccs）の使用方法について
- ・労働安全衛生法の見直しのポイントについて 等



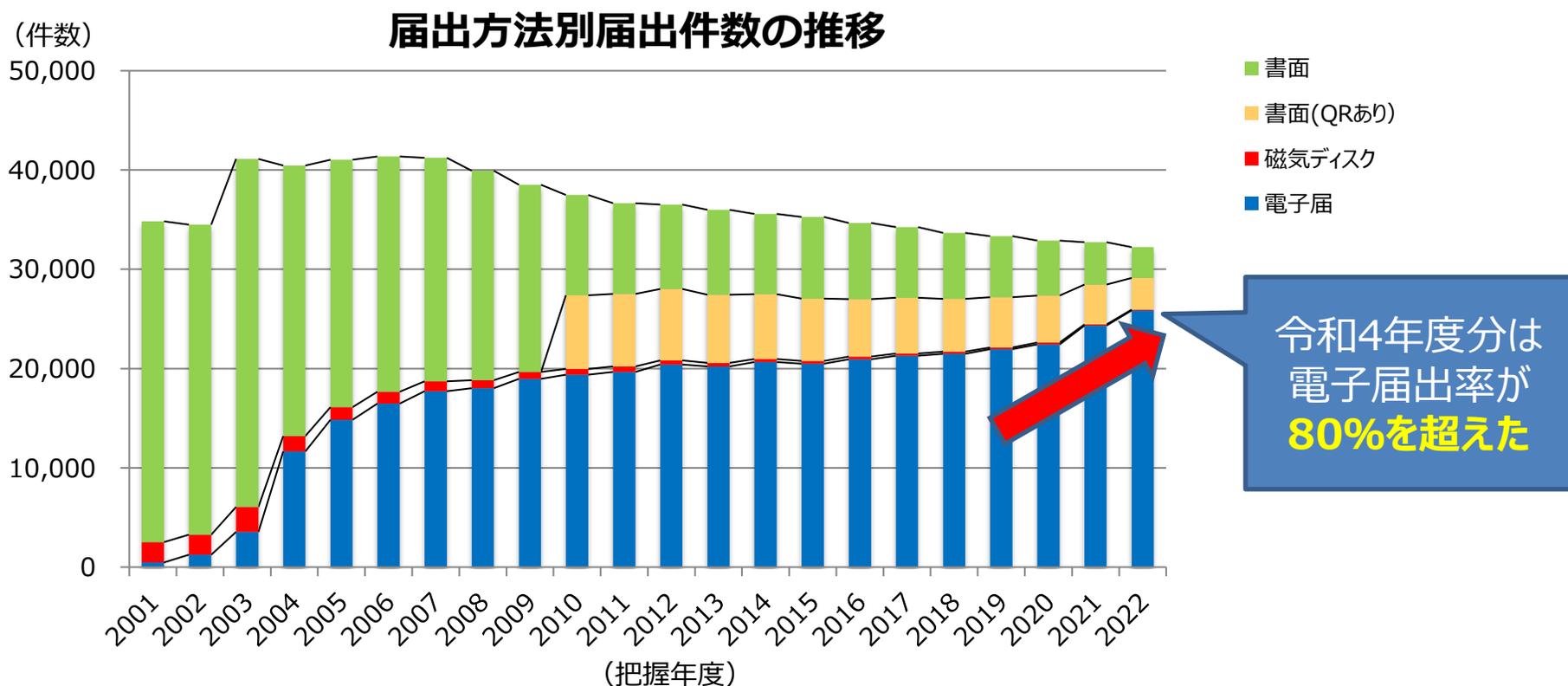
3. 令和4年度PRTR届出排出・移動量の概要

- 令和6年2月、令和4（2022）年度のPRTR届出排出・移動量を公表。
- 令和4年度における排出量・移動量は、369千トン（前年度比4.0%減）。
 ※排出量 122千トン（前年度比2.5%減）、移動量 247千トン（前年度比4.7%減）
 ※届出事業所数 約3万2千事業所（前年度比1.7%減）
- 令和4度の届出外排出量（対象外事業者、家庭、移動体）は、187千トンと推計。



4-1. PRTR届出の電子化の状況

- 電子政府の促進、事業者の利便性の確保、行政側の事務手続きの簡素化のために、電子届出への移行を更に推進させることが重要。
- これまでPRTR届出システムの改修、セミナーや説明動画による普及啓発等を通じて、事業者による電子届出を推進。
- 令和4年度の電子届出数は25,870件（令和3年度:24,325件）。
令和4年度の電子届出率は、80.3%(令和3年度:74.3%)に上昇。



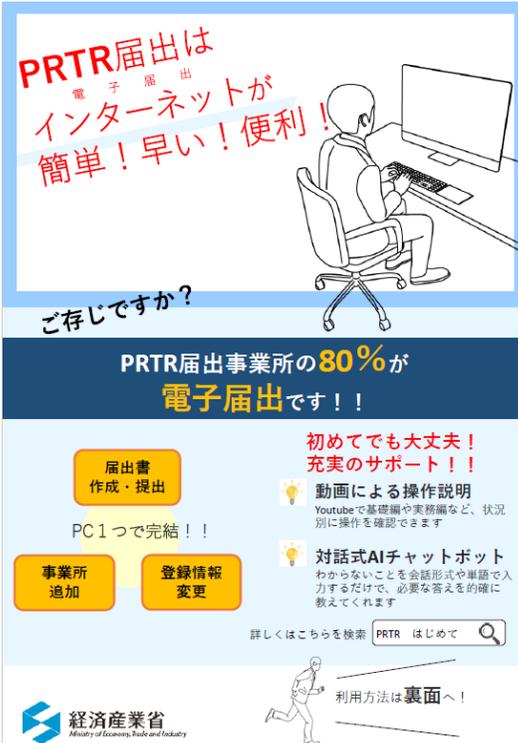
4 - 2. PRTR届出の電子化促進に向けた主な取組

- 電子届出を促進するため、令和5年度は、業界団体・企業に対する説明会の実施、チラシの作成・配布等を実施。
- 特に、届出件数が多い燃料小売業に対し、経済産業省又は地方自治体から、電子届出に切り替えてもらうように依頼（約2,000事業所）。また、PRTR届出システム上で、燃料の受入・給油から排出量を算出できる機能を搭載するため、NITEが当該システムを改修し、運用を開始。
- 引き続き、電子化に関する周知や環境整備を行い、電子届出の推進に向けた取組を実施予定。

業種別・届出別件数について

業種	書面 (件)	磁気 (件)	電子 (件)	合計 (件)	電子化割合 (%)
燃料小売業	2,355	14	11,759	14,128	83.2%
金属製品製造業	473	2	1,301	1,776	73.3%
化学工業	409	3	1,876	2,288	82.0%
一般廃棄物処理業	301	13	1,336	1,650	81.0%
輸送用機械器具製造業	295	0	807	1,102	73.2%
電気機械器具製造業	237	0	930	1,167	79.7%
プラスチック製品製造業	226	0	789	1,015	77.7%
一般機械器具製造業	183	0	579	762	76.0%
石油卸売業	156	0	277	433	64.0%
石油製品・石炭製品製造業	153	0	407	560	72.7%
窯業・土石製品製造業	134	0	421	555	75.9%
食料品製造業	133	0	280	413	67.8%
下水道業	114	28	1,849	1,991	92.9%
パルプ・紙・紙加工品製造業	100	0	284	384	74.0%
産業廃棄物処理業	100	0	353	453	77.9%

事業者周知のチラシ



PRTR届出は
インターネットが
簡単！早い！便利！

ご存じですか？

**PRTR届出事業所の80%が
電子届出です!!**

届出書
作成・提出

初めてでも大丈夫！
充実のサポート！！

動画による操作説明
Youtubeで基礎編や実務編など、状況
別に操作を確認できます

対話式AIチャットボット
わからないことを会話形式や単語で入
力するだけで、必要な答えを的確に
教えてくれます

PC1つで完結!!

事業所
追加

登録情報
変更

詳しくはこちらを検索 **PRTR** はじめて

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

利用方法は裏面へ!

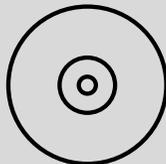
5-1. 化管法法令（政令、省令）の改正

- 令和4年、デジタル臨時行政調査会が「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」を発表。この見直しプランにおいては、「フレキシブルカートリッジ」等の具体的な媒体名を定める規定について、媒体名の削除又は抽象的な規定に見直すとともに手続きのデジタル化を図るよう指摘。
- この指摘を踏まえ、令和5年12月に化管法法令（政令、省令）を改正。これらの改正の一つとして、国から地方自治体等への公表データをPRTR届出システム上で通知することを可能にし、業務の効率化を実現（改正前は、磁気ディスクの郵送のみ可能）。

改正前

＜ファイル記録事項＞
磁気ディスクに複製したもの
による交付

磁気ディスクによる交付のみ

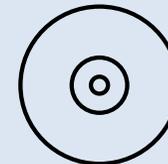


改正後

＜ファイル記録事項＞
磁気ディスクに複製したもの
による交付
又は
電子計算機に備えられたファイル
に記録

磁気ディスクに
よる交付

PRTR届出システム
による交付



or



5 - 2. 災害による化学物質等による被害の未然防止に向けた好事例集の公表

- 令和4年11月に改正された化学物質管理指針を踏まえ、令和6年2月に、経産省及び環境省が「災害による化学物質等による被害の未然防止に向けた好事例集」を公表。
- 当該事例集は、①地方公共団体との連携、②災害による被害の防止に係る平時からの取組に関する好事例を紹介するもの。

【災害による化学物質等による被害の未然防止に向けた好事例集の概要】

目的：指定化学物質等取扱事業者や地方自治体に参考となる事例を紹介し、災害による化学物質等による被害を未然に防止することが目的

内容：地方公共団体との連携や災害による被害の防止に係る平時からの取組事例を紹介するもの

＜ドラム缶の横置き落下防止例＞



＜実験室の試薬瓶の転倒・衝突対策の例＞



參考資料

【参考1】化学物質排出把握管理促進法（化管法）の概要

- 事業者による化学物質の自主的管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とする。
- 事業者は国が定める化学物質管理指針に留意した化学物質管理を実施するとともに、進捗状況等の情報提供を行う等国民の理解を図るよう努めなければならない。

※指定化学物質等取扱い事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針

PRTR制度

(Pollutant Release and Transfer Register)



- 人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質について、環境中への排出量及び廃棄物に含まれての移動量を事業者が把握し、国に報告。
- 国は、事業者から届出された排出量・移動量の集計結果及び届出対象外の推計排出量を併せて公表。

<対象化学物質>

第一種指定化学物質（515物質）が対象。

※令和5年4月改正政令施行により対象化学物質が462物質から変更。

<対象事業者>

- 対象業種：政令で指定する24業種を営む事業者
- 従業員数：常用雇用者数21人以上の事業者
- 取扱量等：第一種指定化学物質の年間取扱量が1t以上（特定第一種指定化学物質の場合は0.5t以上）ある事業所を有する事業者等

SDS制度

(Safety Data Sheet)



- 有害性のおそれのある化学物質及び当該化学物質を含有する製品を、事業者間で譲渡・提供する際に、化学物質の性状及び取扱い情報を提供することを義務づける制度。
- 化学物質の適正管理に必要な情報提供を義務づけ、事業者による自主管理を促進する。

<対象化学物質>

第一種指定化学物質（515物質）及び第二種指定化学物質（134物質）が対象。

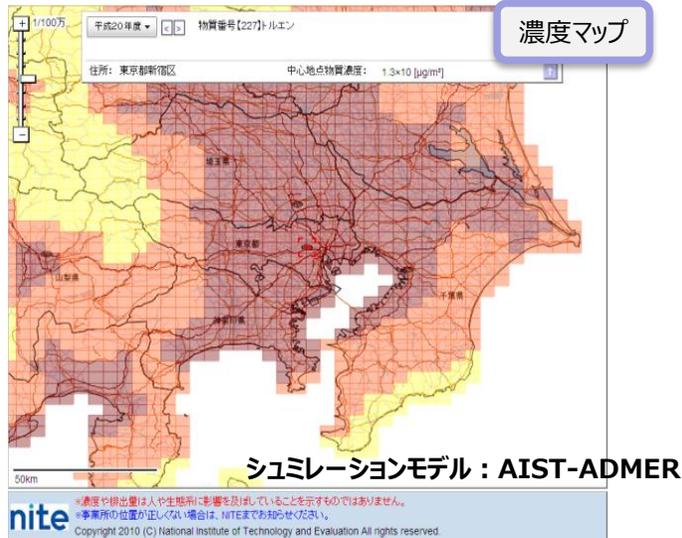
※令和5年4月改正政令施行により対象化学物質が562物質から変更（第一種：462物質、第二種：100物質）。

<対象事業者>

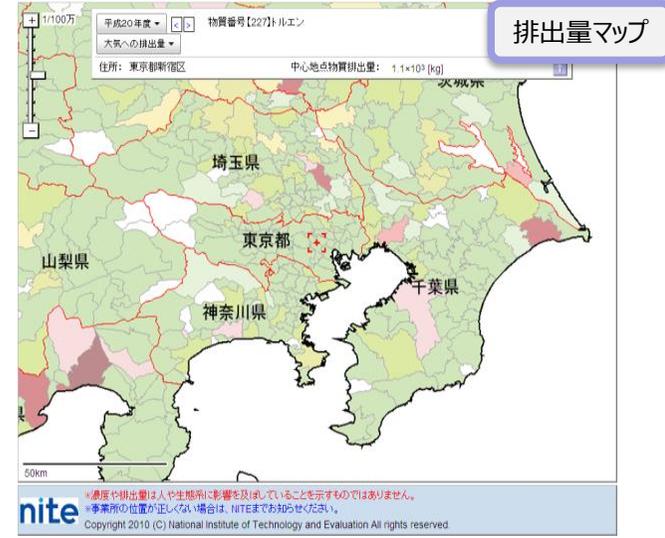
- 対象業種・従業員数・取扱量等に関わらず、指定化学物質及び指定化学物質を1質量%以上（特定第一種指定化学物質の場合は0.1質量%以上）含有する製品を国内において他の事業者に譲渡・提供する事業者が対象。

【参考2】化学物質の排出状況の情報提供について

- 大気中の濃度や排出量を地図上に表示できるようにするとともに、個別事業所データを検索・閲覧ができるツールをインターネット上で公開している。



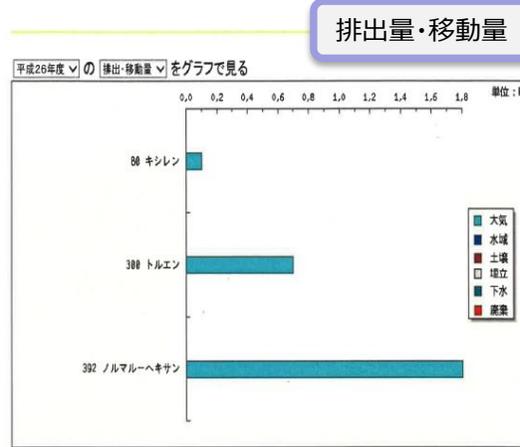
(出典) NITE : PRTRマップ



(出典) NITE : PRTRマップ



(出典) 環境省 : PRTRインフォメーション広場



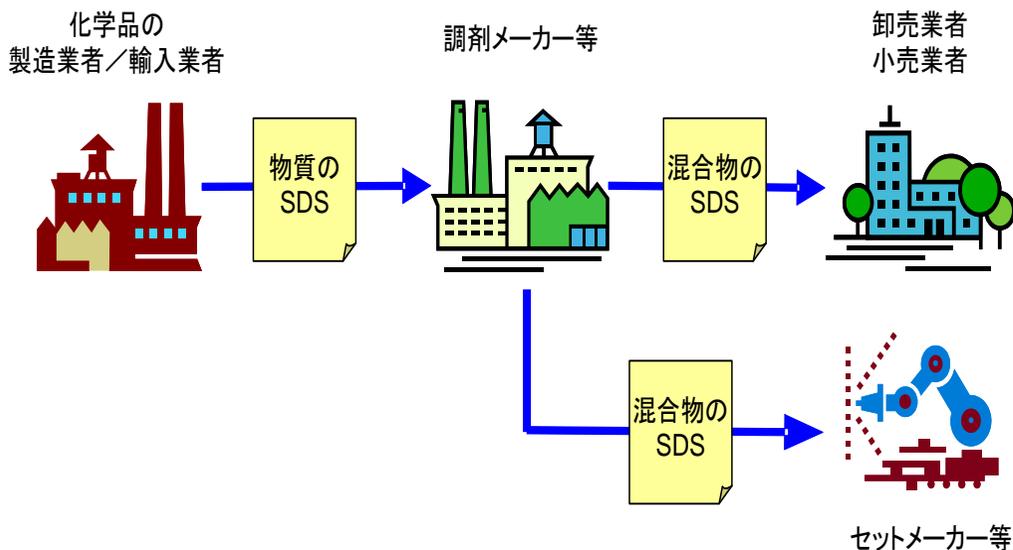
(出典) 環境省 : PRTRインフォメーション広場



(出典) 環境省 : PRTRインフォメーション広場

【参考3】SDS制度の概要

- 事業者間で化学品を取引する時まで提供し、化学品の危険有害性や適切な取り扱い方法に関する情報等を、供給者側から受け取り側の事業者へ伝達するための仕組み。
SDS：化学品の安全な取り扱いを確保するために、化学品の危険有害性等に関する情報を記載した文書（Safety Data Sheet：安全データシート）
- SDSは、これらの化学品を使用して作業をする労働者等にとって、取り扱い時等において、非常に有益な情報伝達ツールとなる。
- 日本国内では、JIS Z7253「GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法-ラベル、作業場内の表示及び安全データシート（SDS）」に、SDSの記載項目等が規定されている。



SDSの記載項目

- | | |
|----------------|---------------|
| 1. 化学品及び会社情報 | 9. 物理的及び化学的性質 |
| 2. 危険有害性の要約 | 10. 安定性及び反応性 |
| 3. 組成及び成分情報 | 11. 有害性情報 |
| 4. 応急措置 | 12. 環境影響情報 |
| 5. 火災時の措置 | 13. 廃棄上の注意 |
| 6. 漏出時の措置 | 14. 輸送上の注意 |
| 7. 取扱い及び保管上の注意 | 15. 適用法令 |
| 8. ばく露防止及び保護措置 | 16. その他の情報 |